

人権が尊重される社会の実現に向けて

問／人権庶務課 ☎463-1738

「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。(後略)」

(世界人権宣言第1条から)

人権週間 12月4日(金)～10日(木)

人権デー 12月10日(木)

世界人権宣言が国際連合総会で採択された昭和23年12月10日を記念して、わが国では、毎年12月4日から10日までを人権週間(県では、人権尊重社会をめざす県民運動強調週間)と定めています。人権とは、かけがえのない、ひとりの人間として尊重され、幸せに生きる権利であり、誰もが、自由で平等に生きることができる基本的な権利です。しかし、現実には、差別を受け、悩み苦しんでいる人々がいます。差別をなくすためには、自分自身の心の中に差別を生み出す「偏見」、あるいは「差別心」がないかを見つめ直し、自分の権利を主張するばかりではなく、思いやりの精神を忘れずに、他人の人権も尊重し、お互いに相手の立場を考えて、豊かな人間関係をつくるのが大切です。

◆「人権の花」運動
児童と先生、人権擁護委員みんなで力を合わせ、花の苗や種などを植え、育てることを通して、協力することの大切さや感謝の気持ちを学ぶための活動です。



今年の朝霞第三小学校での様子

◆人権相談
法務局や市役所などで、面接や電話による相談に応じています。市役所では、毎月第一月曜日(祝日の場合は翌週月曜日)の午後1時から4時まで行っています。相談は無料で、秘密は厳守されます。

◆子どもの人権SOSミニレター
学校でのいじめや体罰、家庭での虐待など、先生や保護者にも相談できない子どもの悩みごとに応えるため、全国の小・中学校の児童・生徒の皆さんに「子どもの人権SOSミニレター」を配り、手紙によって悩みごとを把握しながら、問題の解決にあたっています。

人権擁護委員の主な活動

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱されて活動をしているボランティアです。地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

問題解決のお手伝いをします
人権擁護委員に
お気軽にご相談ください

第67回人権週間行事

日時／12月12日(土) 午後1時～4時30分

会場／さいたま市産業文化センター

内容／第1部

平成27年度全国中学生人権作文コンテスト

埼玉県大会表彰式

第2部 講演会

講師 杉尾 秀哉さん

(TBS報道局解説専門記者室長)

演題 「報道と人権～情報化社会を生きる～」

※入場無料(定員300人・先着順)

問／さいたま地方法務局人権擁護課 ☎048-859-3507

◆全国中学生人権作文コンテスト
次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことを通じ、人権尊重の重要性や必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけることを目的としています。



くりやま のりお 委員



ほそだ まさる 委員



さとう しゅうこう 委員



ようがい えいこ 委員



くぜ いっこ 委員

「市の人権擁護委員を紹介します」